

空家に関するお問い合わせ先

市では、空家の担当を「空家調査担当」から「空家対策担当」へと名称を変更し、空家対策の推進に努めています。空家に関するお問い合わせは下記の問い合わせ先をご利用ください。

近くの空家で困っている。 空家を見つけた。

周辺に悪影響を及ぼしている空家等の情報は次の担当までご連絡ください。所有者を調査、特定し、必要に応じて助言、指導等を行い適切な管理を促します。

また、「単に空家がある。」という情報でも構いません。

『都市政策課空家対策担当 ☎0463(82)9643(直通)』

※ つながらない時は『☎0463(82)9625(直通)』へ、
くらし安全課に所属する空家対策担当者へつながります。

空家の所有者や相続人等の方は

相続・登記・成年後見人などに関する専門家（弁護士・司法書士・税理士など）による相談を定期的に無料で実施しています。詳しくは

『市民相談人権課市民相談担当 ☎0463(82)5128(直通)』

までお問い合わせください。

※ 8月・9月の各種相談日は裏面に記載しています。

市民相談のご案内

【空家関係相談】

市民相談人権課 ☎0463(82)5128

相談の秘密は堅く守ります。市民相談人権課へお電話でお申込みください。

相談の種類	相談の内容	申込方法	相談日	8月・9月の相談日	相談時間	相談員
司法書士	登記・相続手続きなどに関する相談	当日、午前8時半から電話で受付（先着6名）	毎月 第4水曜日	8/22(水) 9/26(水)	13:00 ～ 16:00	司法書士
税理士	相続税、贈与税、所得税、譲渡所得などに関する相談	当日、午前8時半から電話で受付（先着6名）	毎月 第2金曜日	8/10(金) 9/14(金)		税理士
行政	国・県などへの意見や要望	当日、午前8時半から電話で受付（先着6名）	毎月 第1木曜日	8/2(木) 9/6(木)		行政相談委員
不動産	土地、建物の取引や賃貸などに関する苦情や相談	当日、午前8時半から電話で受付（先着6名） ※【持ち物】契約書、図面など（内容が分かるもの）	毎月 第2月曜日	8/13(月) 9/10(月)		宅地建物取引士
建築	家の新築やリフォーム、修理などに関する相談	当日、午前8時半から電話で受付（先着6名）	偶数月 第3月曜日	8/20(月)		技能士
法律	相続や離婚、金銭トラブルなど日常生活上の法律問題 営業や事業にかかる相談はできません	前日、（前日が休日の場合は直前の平日）午前9時から正午まで電話で受付 〔申込み多数の場合抽選定員〔市役所〕10名〔東海〕6名〕	週1回	8/1(水)・8(水)・14(火)・24(金)・30(木) 9/5(水)・11(火)・21(金)・27(木)	13:00～ 16:00	弁護士
			【東海】 毎月 第3土曜日	8/18(土) 9/15(土)		
行政書士	成年後見制度、遺言、相続などに関する相談	当日、午前8時半から電話で受付（先着6名）	【東海】 毎月 第2火曜日	8/14(火) 9/11(火)	13:00～ 16:00	行政書士
			毎月 第4月曜日	8/27(月) 9/25(火)		

- 相談場所について。【東海】…東海大学前駅連絡所。
記載がない相談は、市役所 教育庁舎1階(旧大森野高校テニスコート跡地)
- 10月以降の相談日等については、市民相談人権課にお問い合わせください。
- 相談カレンダーは広報はだの及び市民相談人権課ホームページに掲載しています。
- 相談は市内在住、在勤、在学の方を対象とします。なお、営業や事業にかかる相談はできません。
- 相談日が休日等により上記と異なる場合や、相談場所がやむを得ない事情により変更になる可能性があります。